

建設コンサルタント業務等における前払金制度の導入について

1. 目的

本市の前払金制度については、設計金額 100 万円以上（税込）の建設工事に関してのみ適用していますが、令和 5 年度より、建設コンサルタント業務等についても前払い金制度を導入し、資金調達を促すことで業務の適正な履行を図るものです。

2. 改正内容

建設コンサルタント業務等の前払金の設定	
現 行	設定なし
改正後	契約金額 100 万円以上（税込）の契約の場合に 10 分の 3.5 を限度として設定

3. 適用日

令和 5 年 4 月 1 日から適用します。